

千葉市校名検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の名称を選定するため、校名検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、教育長の職にある者を、副委員長は学校教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理するとともに委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長が職務を代理する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者を出席させることができる。

(委員会)

第3条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させて説明を求めることができる。

(準備会)

第4条 委員会に準備会を置く。

- 2 準備会は、第1条の学校の名称選定に係る具体的な事項を検討し、調整を図る。
- 3 準備会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 4 会長は教育総務部企画課長の職にある者を、副会長は教育総務部企画課課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、準備会の会議を招集し、その議長となる。
- 6 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 7 準備会は、検討し、調整した結果を委員会に報告する。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、第3項に規定する者以外の者

を出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育総務部企画課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

別表第 1

教育長
教育次長
教育総務部長
学校教育部長
生涯学習部長
教育総務部総務課長
教育総務部企画課長
学校教育部学事課長

別表第 2

教育総務部企画課長
教育総務部総務課課長補佐
教育総務部企画課課長補佐
教育総務部教育職員課課長補佐
教育総務部教育給与課課長補佐
教育総務部学校施設課課長補佐
学校教育部学事課課長補佐
学校教育部教育改革推進課課長補佐
学校教育部教育指導課課長補佐
学校教育部教育支援課課長補佐
学校教育部保健体育課課長補佐
学校教育部教育センター副所長
学校教育部養護教育センター副所長